

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第86条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第86条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>